

**改正**

平成2年3月30日条例第20号

平成6年3月29日条例第16号

平成12年3月28日条例第40号

平成26年7月1日条例第51号

新潟市化製場等に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(化製場又は死亡獣畜取扱場の変更の届出事項)

**第2条** 法第3条第2項に規定する条例で定める事項は、死亡獣畜の埋却を行う死亡獣畜取扱場における区域とする。

(申請事項の変更又は経営の廃止の届出)

**第3条** 化製場、死亡獣畜取扱場又は法第8条に規定する施設の設置者は、法第3条第1項（法第8条において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けるときに申請した事項を変更したとき（法第3条第2項の規定により、あらかじめ届け出たときを除く。）又は化製場、死亡獣畜取扱場若しくは法第8条に規定する施設の経営を停止し、若しくは廃止したときは、10日以内に市長に届け出なければならない。

(動物の飼養又は収容の届出事項)

**第4条** 法第9条第4項に規定する条例で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 動物を飼養し、又は収容している者の氏名及び住所
- (2) 動物を飼養し、又は収容するための施設の所在地

(動物の飼養又は収容の廃止の届出)

**第5条** 法第9条第1項の規定により許可を受けて動物を飼養し、又は収容している者は、動物を飼養し、又は収容することを停止し、又は廃止したときは、10日以内に市長に届け出なければならない。

(手数料)

**第6条** 法第3条第1項（法第8条において準用する場合を含む。）又は法第9条第1項の許可の

申請をしようとする者は、当該申請の時に、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) 法第3条第1項の規定による化製場の設置の許可に係る申請 1件につき25,000円

(2) 法第3条第1項の規定による死亡獣畜取扱場又は法第8条に規定する施設の設置の許可に係る申請 1件につき16,000円

(3) 法第9条第1項の規定による動物の飼養又は収容の許可に係る申請 1件（一の施設又は同一の構内にある複数の施設に関し、同時に複数の申請が行われる場合にあつては、当該複数の申請）につき8,000円

2 市長は、公益上必要があると認める場合は、手数料の全部又は一部を免除することができる。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(その他)

**第7条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

#### 附 則（平成2年条例第20号）

(施行期日)

1 この条例中、第1条の規定は平成2年4月1日から、第2条の規定はこの条例の公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成2年新潟市規則第20号で平成2年5月1日から施行）

(経過措置)

2 第2条の規定による改正前の新潟市へい獣処理場等に関する条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、第2条の規定による改正後の新潟市化製場等に関する条例の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

#### 附 則（平成6年条例第16号）

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の新潟市化製場等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可の申請を行う者について適用し、同日前に許可の申請をしている者については、なお従前の例

による。

**附 則**（平成12年条例第40号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。